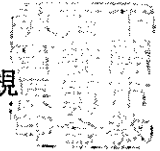


下教政 第 3 9 2 号
令和 7 年 (2025 年) 7 月 30 日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市教育委員会
教育長 磯 部 芳 規



定期監査の結果に対する措置について

令和 7 年 (2025 年) 4 月 8 日付け監査報告第 6 号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、通知いたします。



定期監査の結果に対する報告書

教育委員会 学校保健給食課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 現金出納報告について、9月に収納及び市口座への払込みを行った過年度分給食費を9月分現金出納報告書において報告しておらず、以降も報告が行われていないことから、現金出納報告書と金銭出納帳の金額に齟齬が生じていた。適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 前回の指摘事項でもあるが、下関市立中部学校給食共同調理場一般廃棄物処理業務の指名競争入札において、委任状により代表者から入札に関する権限を委任された代理人が入札に参加した際、提出された入札書には入札者である代理人の記名押印がなく、代表者の記名押印のみであった。下関市契約規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 歳入歳出外現金の取扱いにおいて、平成30年3月30日に受入れた学校給食等運搬業務(吉母小学校ルート)の契約保証金について、令和2年7月30日に業務の履行を確認しているにもかかわらず、契約相手方へ契約保証金を還付していなかった。速やかに契約保証金の還付を行うとともに、確認体制を強化されたい。</p>
	<p>(改善措置状況)</p> <p>(1) 今回の指摘を受け、1月分現金出納報告書(令和7年2月14日付け)において報告しました。今後は、複数人による現金出納報告書の内容の確認を徹底することで適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 今回の指摘を受け、代理人の記名押印の漏れを防止するため、入札書に代理人の場合の記載項目欄を設けることにより、代理人による入札の場合でも記名押印が必要であることを促すように様式を変更しました。 また、併せて入札執行通知及び入札の際に、代理人による入札の場合の入札書への記名押印を促す内容の通知及び事前説明を行うようにしました。</p> <p>(3) 今回の指摘を受け、受託者へ契約保証金の還付について連絡し、令和7年2月28日に還付請求を受けたので、令和7年3月21日付けで還付を行ないました。 今後は、複数人により歳入歳出外現金の受入一覧表を確認する体制をとることとします。</p>
	<p>[意見]</p>
	<p>(改善措置状況)</p>

以上